

三次救急医療体制の整備について

【担当省庁】厚生労働省

京都府では、高度化する医療、多様化する医療ニーズをふまえ、府民の安心のために、救急医療体制の整備・強化を目指していますが、その基幹となる三次救急医療体制を構築するための方策を次のとおり提案します。

京都府からの提言・要望

1 三次救急医療施設整備に係る補助制度の充実について

- (1) 救命救急センターの設置による三次救急医療体制の確保については、多額の運営赤字が発生している状況であることから、次期診療報酬改定に当たっては、その運営に係る経費を適正に評価すること。
- (2) 救命救急センターをはじめとする救急医療施設の整備・耐震化に当たっては、都市部を中心に移転、改築等のための土地取得に多額の経費を要することから、これらを含め施設整備の補助制度の一層の充実を図るなど、ハードの面からも救急医療体制の確保に対する支援を行うこと。
- (3) 救急医療に関わる医療施設の整備については、現在、地域医療再生臨時特例交付金で対応可能とされているが、一時的な交付金だけでなく、いつでも使える補助制度とし、対象を幅広く整備されたい。
- (4) また、地域救命救急センターについても、地域の医療資源の配置、周辺人口の状況に応じて、運営が可能になるよう、適切な配慮を願いたい。

【京都府の担当部局】

健康福祉部 医療課 075-414-4740

京都府救急医療体制図

